固定資産税 についてのお願い

家屋の届出について ~次の場合届出をお願いします~

●家屋を取り壊したとき

住宅や店舗、事務所、物置、車庫などの家屋を取り壊したときは市に届出をお願いします。

届出がない場合は取り壊したことが確認できず、翌年 度以降もそのまま課税される場合があります。

また、毎年5月に送付している納税通知書の明細書を確認のうえ、取り壊されている家屋が記載されている場合についても届出をお願いします。

なお、固定資産税は毎年1月1日に所在する家屋が課

税対象となるため、 年の途中で取り壊し た家屋があってもそ の年は課税されま すのでご注意くださ い。



●未登記の家屋の名義を変更したとき

登記をしていない家屋(物置や住宅の離れなどに多く 見られます。)の所有者が売買や相続、その他の理由によ り変わった場合、市に届けをお願いします。

登記をされている家屋は法務局からの通知により所有者の変更手続きを行っていますが、登記をしていない家屋については届出がない場合、所有者の変更をすることができません。

固定資産税を確定申告で経費算入されるかたへ

毎年5月に送付している固定資産税・都市計画税の納税通知書には「課税資産(土地・家屋)明細書」を同封しています。

明細書には、一筆・一棟ごとに課税資産の所在、地 積・床面積、評価額などと併せて、固定資産税・都市 計画税相当額が記載されており、所得税の確定申告 (事業所得等の経費算出)に利用できます。

償却資産(固定資産税)の申告をお忘れなく

償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業に用いるために 所有する構築物、機械・装置、工具及び備品などの資産で あり、所得税や法人税において減価償却の対象となるも のをいい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税さ れます。

申告が必要なかた

個人や法人で商店や工場、農業など営んでいるかた、駐車場やアパートなどの不動産を貸し付けているかた、その他事業を行っているかたで、毎年1月1日時点において市内に該当する償却資産をお持ちのかた

申告方法

1月31日(金)までに市税務課(資産税担当)宛てに申告書を提出してください。

なお、昨年申告をしているかたには市から申告書を送付していますが、新たに事業を始めたかたなどで申告書が必要となる場合はお申し出ください。

次の償却資産は申告不要です。

- ・無形固定資産(特許権、著作権、漁業権、ソフトウェア等)
- ・耐用年数1年未満の償却資産または取得価額10万円 未満の償却資産で、その資産の取得に要した経費の 全部が法人税法または所得税法の規定による所得の 計算上一時に損金若しくは必要な経費に算入されたも の、取得価額20万円未満の減価償却資産で、法人税 法または所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間 で償却を行うもの
- ・自動車税、軽自動車税が課されている車輌等

太陽光発電設備に係る償却資産の申告

ソーラーパネル等の太陽光発電設備のうち、一定 規模の設備については償却資産の申告が必要となる 場合があります。対象資産をお持ちのかたは申告をお 願いします。

《申告の対象となる太陽光発電設備》

- ・空き地や家屋・カーポートなどの屋根に個人または 法人が事業用に設置した設備
- ・個人が住宅用に設置した設備のうち、発電能力が 10kw以上のもの(屋根の上に載せた設備も対象 となりますが、家屋の一部として課税をしているも のは対象外です。)

償却資産の実地調査

市では課税の適正化を図るため、申告の内容が適正か、あるいは申告漏れがないかなどの確認をするために実地調査を行うことがあります。調査を実施する場合は地方税法の規定に基づき、帳簿書類等の提出をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 税務課資産税担当 内線 121 ~ 123